



平成29年度市県民税の 申告が始まります

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

市県民税の申告と所得税の確定申告は3月15日(水)まで

市では、申告相談を以下のとおり行います。申告を忘れてしまいますと、「各種証明書等の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。

○受付会場

下野市役所 1階ロビー 特設会場

※南河内公民館、石橋庁舎、国分寺公民館では受付けておりませんのでご注意ください。

○受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)(土・日を除く)

受付時間は、午前の部は8時30分～11時、午後の部は1時～3時30分です。

※午前中の受付時間でも、混雑状況により午後の受付とさせていただきます場合があります。

【日程は別表(13ページ)のとおり】

■申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・申告者のマイナンバー本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類) 次ページ参照
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(事業所得の収支内訳書や給与・年金の源泉徴収票など)
- ・社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳などその障害を証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など
- ・銀行などの本人名義の口座番号(還付を受ける場合に必要です)

■注意事項

- ・被扶養者などのマイナンバーを記載できるようにしてください。
- ・収支内訳書は帳簿などを基に事前に作成しておいてください。事前に作成されていない方は申告相談を受付できません。
- ・医療費は、領収書を集計し、『医療費の明細書』(税務署や国税庁のホームページから入手できます)に記入のうえ、領収書を持参して会場にお越しください。
- ・例年、書類を忘れてたり、持参せずに会場にお越しになる方が見受けられます。必要な書類がないと、申告相談ができませんので、必要な書類がそろっていることを事前に確認してから会場にお越しください。(特に年金の源泉徴収票をお忘れになる方が多数いらっしゃいます。年金受給者の方はご注意ください。)

■市の会場で受付できない申告

譲渡所得(株式・土地等)の申告・青色申告・最初の年の住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)の申告・リフォーム等各種住宅関係の申告・雑損控除の申告・過年度分の申告・贈与税・消費税の申告などをされる方は、栃木税務署の確定申告会場(栃木商工会議所大ホール)にて申告してください。